

平成27年 6 月11日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成27年 美里町議会議会運営委員会会議録

平成27年6月11日(木曜日)

出席委員(6名)

委員長 大橋 昭太郎 君

副委員長 藤田 洋一 君

委員 福田 淑子 君

橋本 四郎 君

我妻 薫 君

佐野 善弘 君

欠席委員(なし)

議長 吉田 眞悦 君

副議長 平吹 俊雄 君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 伊勢 聡 君

企画財政課長 須田 政好 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 吉田 泉 君

事務局次長 佐藤 俊幸 君

平成27年6月11日(木曜日) 午前9時30分 開会

1 開会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

第3回定例会の運営等について

1) 議事について

議案等

行政報告 5 件、承認 4 件、報告 2 件、

議案 1 2 件（条例 7 件、補正予算 3 件、工事 1 件、財産 1 件）

中間報告（総務産業建設常任委員会）

議員派遣の件

議会運営委員会及び議会だより編集特別委員会並びに各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

2) 一般質問の発言順序について

3) 会期及び議事日程について

会期 6 月 1 6 日（火）～ 1 8 日（木）3 日間（別紙のとおり）

4) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時31分 開会

議会事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。委員長、お願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） どうも御苦労さまでございます。クールビズということで、大変楽な格好になってまいりましたが、6月議会に向けまして、どうぞよろしく御審議いただきたいと思っております。お願いいたします。

当委員会は全員出席でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、副議長には委員外議員として参加していただいております。

よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿いまして行っていきたいと思っております。

それでは、まず議案等の説明からお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 改めましておはようございます。今回の町議会定例会におきましても、御指導、御助言等よろしくお願い申し上げます。

初めにおわびでございます。今回お配りさせていただいております議案書、そして議案資料につきまして、誤りがございましたので、初めにそちらのほうを御説明させていただきたいというふうに思います。

正誤表に基づきまして、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） 今お配りいたしますので、ちょっとお待ちください。

総務課長（伊勢 聡君） ただいま正誤表をお配りさせていただきましたが、まずもって議案の第39号美里町定住促進条例でございます。ページ数につきましては、52ページでございます。52ページの第4条第5号でございます。現在新築住宅を新築する者でないことというふうな表現をいたしておりましたが、こちらは誤りでございまして、正しくは新たに持ち家を取得する者でないことというふうに訂正をお願いいたします。

それから、2点目でございますが、ページ53ページでございます。第5条第1項第5号の部分の表記でございますが、現在同一世帯に前条第3号にというふうになってございますが、この部分、正しくは前条第1項第3号でございます。第1項が抜けてございます。

それから、同じく下の第6号、現在同一世帯に前条第4号となっておりますが、こちらにつきましても第1項が抜けておりまして、正しくは前条第1項第4号というふうになります。

次に、議案の第42号でございます。ページは58ページでございます。美里町個人情報保護条

例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、第2条の部分でございます。第2条の第2号個人番号というところの2行目でございますが、第2条第5号というふうに書いてございますが、正しくは第2条第5項に規定する個人番号ということで、号を項に訂正をお願いいたします。

次に、議案の資料でございます。資料の44ページでございます。今御説明しました個人情報保護条例の関係で、44ページの改正案の一番下の行の部分です。第2条第5号に規定する個人番号と書いてございますが、正しくは第2条第5項、号が項というふうに訂正をお願いいたします。

以上、訂正方よろしくをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

委員長（大橋昭太郎君） ちょっと今までにないくらい出てきたような感じですけども。この訂正につきまして、いかがでしたらよろしいでしょうか。正誤表とシールの形になるかと思うんですが、よろしいですか。（「はい」「委員長」の声あり）議長。

議長（吉田眞悦君） それで、きょう午後から全員協議会あるから、その中で正誤表を出して、あと皆さん当然持ってこないだろうから、だから初日の朝に直すということで、それでいいのかなと思っておりますが、いかがだか。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） そうすると、朝、かかるでしょう。正誤表の持ってくるまで直したらいいんじゃない。（「正誤表を皆さんに渡して」の声あり）皆さんに渡して、初日にやるのではなく、議員が直してくれと。（「そうはいかない」の声あり）

委員（我妻 薫君） シール1枚1枚持っていくのも今度手数です。

委員（橋本四郎君） 自分で直せばいいじゃない。

議長（吉田眞悦君） きょう、誤りがありましたということであらわして、あと初日の朝に。

委員長（大橋昭太郎君） 当日の朝ということでよろしいですか。橋本委員、なおさら自覚していただくためにも、訂正していただきましょう。当日の朝。じゃあ、課長そのように。

総務課長（伊勢 聡君） どうも大変ありがとうございます。

委員長（大橋昭太郎君） お願いいたしたいと思います。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、行政報告のほうから順に説明のほうをさせていただきます。

それでは、行政報告につきましては、今回5件でございます。初めに、1点目でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果についてでございます。このことにつきましては、平

成27年3月議会定例会で報告した以降の平成27年2月1日から平成27年5月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げる予定でございます。

2点目でございます。女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書及び女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書に係る覚書について、御報告を申し上げるものであります。

このことにつきましては、平成27年4月20日宮城県庁におきまして、住民の安全確保に関する協定を締結いたし、また県が女川原子力発電所の計画等に関する事前協議の回答をする際、県を通じて関係市町の意見を、東北電力株式会社に届けることができることを定めた覚書を、同日同会場において県と取り交わしをしております。この協定書及び覚書につきまして、資料でお示しをさせていただいておりますが、このことにつきまして、行政報告とさせていただきます。

次に、3点目でございます。工事請負契約の締結についてでございます。工事請負契約の締結において、地方自治法第96条第1項第2号の規定が適用されない、予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約を締結いたしましたので、行政報告するものでございます。この工事請負契約の締結につきましては、3件ございまして、1つは平成27年度小牛田小学校体育館天井撤去等工事でございます。2つ目が平成27年度中埠小学校体育館天井撤去等工事でございます。3点目でございますが、平成27年度南郷小学校体育館天井撤去等工事でございます。

以上行政報告5件お願いするものでございます。資料等につきましては、お配りしておりでございます。以上でございます。続けてもよろしいでしょうか。

委員長（大橋昭太郎君） お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案のほうに移らせていただきます。

初めに、議案書1ページ、承認第2号でございます。専決処分の承認を求めることについて。このことにつきましては、美里町税条例等の一部を改正する条例(専決第4号)でございます。専決処分の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号等が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、美里町税条例等を改正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

この承認第2号の事案の概要でございますが、6点ほどお話をさせていただきます。1つは、番号法の施行に伴うもの、2つ目は、ふるさと納税に関するワンストップ特例に関する規定、

3点目は、条例減額措置の適用年度の更新に伴う用語の変更ということで、土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義についてでございます。4点目でございますが、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例に係る税率の読みかえでございます。5点目でございますが、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとされておりました原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことによる措置でございます。6点目でございますが、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止に伴うものでございます。承認第2号につきましては、以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。福田委員。

委員（福田淑子君） その承認第2号についての説明、今のとおりに話されるということでしょうか、議会では。専決処分のやつは、今言ったようなことを話されて。

総務課長（伊勢 聡君） 担当課長から詳細を説明させます。

委員（福田淑子君） そうしないと専決に。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。（「なし」の声あり）それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、19ページでございます。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて、このことにつきましては、美里町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号等が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、美里町税条例等を改正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

事案の概要でございますが、引用条項の追加に伴う改正及び負担調整措置の適用年度の更新に伴う用語の変更が主なものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） このことについても担当課長、詳細説明あるんですね。

総務課長（伊勢 聡君） ございます、よろしくお願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 22ページでございます。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午前9時47分 休憩

午前9時48分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、22ページでございます。

承認第4号専決処分の承認を求めることについてでございます。このことにつきましては、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

専決処分の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の改正によりまして、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例を改正する必要性がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

事案の概要でございますが、今回の改正につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額にかかる課税限度額の引き上げと軽減、軽減は5割と2割でございますが、その対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数の乗すべき金額の引き上げなどがございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 次、承認第5号から報告第3号、報告第4号まで、企画財政課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いします。

企画財政課長（須田政好君） それでは、承認第5号について説明を申し上げます。

承認第5号につきましては、専決処分の承認を求めるものでございます。平成26年度美里町一般会計歳入歳出金額に減額が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算の第13号を平成27年3月31日で専決処分を行いました。

内容につきましては、28ページに条文を掲載してございます。歳入歳出にそれぞれ660万円を減額してございます。歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ104億2,296万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によって説明を申し上げます。

初めに、歳出について説明申し上げます。

41ページから44ページになります。

総務費におきまして、5項の統計調査費、こちらのほうは2月1日基準で実施しました農業センサスの事業費が確定しましたので、それに伴い減額補正をさせていただきました。

次、6款農林水産業費でございます。こちらのほうにつきましては、優良繁殖牛導入支援事業の貸付と返却等に変更が生じたので、3月31日付でそれぞれ貸付金については200万円、おおむね計画の4頭、それから、基金の償還につきましては、47万3,000円、これにつきましては、2月24日に1頭につき繰上償還が行われた、これに伴います積立の予算でございます。

次に、10款5項社会教育費でございます。こちらのほうは文化財保存事業でございますが、今回対象が実績としてゼロでございました。遺跡確認調査補助作業員賃金として27万5,000円、個人住宅確認調査補助業務委託料182万5,000円、それぞれ減額してございます。

東日本大震災復興交付金を財源とします東日本大震災復興推進基金を充当できる金額が確定しましたので、それに伴い財源の組み合わせと合わせて歳入歳出の執行後の残額を減額させていただきます。

次に、11款の公債費でございます。こちらは地域借入金の利子として240万円の予算措置をお願いしてございましたが、今回一時借入金がございませんでしたので、利子につきまして全額減額したところでございます。

続きまして、戻りますが歳入について申し上げます。

37ページ、8ページお開き願います。

2款の地方譲与税につきましては、654万8,000円を追加してございます。2項の自動車重量税につきましては、715万9,000円の追加、地方揮発油譲与税につきましては61万1,000円の減額でございます。これは、額の確定に伴います減額でございます。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、6款の地方消費税交付金、7款の自動車取得税交付金、9款地方交付税、それから10款の交通安全対策交付金、これらにつきましては、額の確定に伴います減額の調整でございます。

9款の地方交付税につきましては、特別交付税におきまして57万4,000円の減額となります。震災復興特別交付税につきましても、これまでの精算等がありまして、23万6,000円の減額という形になってございます。

次、13款の国庫支出金でございます。こちらのほうにつきましても、賃貸住宅家賃対策調整補助金、これが毎年3月に入ってから、交付決定され通知が出されます。それが当初見積額から、87万3,000円の減額した金額で決定されましたので、87万3,000円を減額してございます。

14款県支出金につきましては、先ほど歳出で申し上げました農業センサスの需用費が確定し

ましたので、それに伴い53万6,000円の減額でございます。

繰入金につきましても、東日本大震災復興推進基金繰入金、それから優良繁殖牛貸付基金繰入金、それぞれ実績後の確定額により、減額してございます。

財政調整基金繰入金につきましては、全体の予算調整の上での494万9,000円の繰り入れの減額ということになります。

それから、諸収入の4項雑入でございますが、こちらのほうは石巻市と東松島市に派遣しておりました派遣職員に係る給与費の負担金が確定しましたので、1,191万円を増額追加させていただいています。

以上、一般会計補正予算第13号につきまして、平成27年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 報告第3号について、御説明申し上げます。

報告第3号平成26年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げますのでございます。

さきの町議会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました緊急支援交付金地域消費喚起生活支援事業ほか4件の事業の繰越明許費繰越計算書を調整いたしました。繰越明許費繰越計算書の細部につきましては、議案書46ページの内容となります。こちらにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を申し上げますのでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 次に、報告第5号平成26年度美里町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、さきの一般会計と同様に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告をするものでございます。

内容につきましては、議案書48ページに載っております。特定健康診査等事業費、メタボに指定された方々への健康指導が平成26年度で終了することができず、27年度に繰越をするものであります。金額につきましては、12万2,000円、財源につきましては、一般財源12万2,000円でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、49ページ、議案第38号でございます。

美里町新型インフルエンザ等対策本部条例でございます。

こちらにつきましては、病原性の高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるように、対策の強化を図るために新型インフルエンザ等対策特別措置法平成24年法律第31号が、平成24年に制定されてございます。この新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用いたします法第26条の規定により、新型インフルエンザ等への対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる美里町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を本条例で定めるものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございませんか。この書き方から言うと、新型インフルエンザ等の対策の本部長というのは、町長はならないという形になるわけですね。

総務課長（伊勢 聡君） 本部長は、町長でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 本部長は、町長。

委員（我妻 薫君） 町長という規定はしていない。

委員長（大橋昭太郎君） していないんだね。前項の2条の5項になるのかな。前項の職員は町長が任命するだから、本部長以外の職員という読み方になるわけ。

総務課長（伊勢 聡君） 新型インフルエンザ等対策特別措置法の中の第35条に、市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てると法律で決まっておりますので。

委員長（大橋昭太郎君） 決まっているのね。

総務課長（伊勢 聡君） 本部長は町長と。

委員長（大橋昭太郎君） 町長ということになるのね。ここをざっと読んでいくと。いるということね。わかりました。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 24年制定の法律で、この27年の施行、その辺も若干説明があってもいいのかなと。時間的な差なり。

総務課長（伊勢 聡君） それで、今我妻委員から御質問ございました。平成24年に特別措置法が公布されてございますが、美里町におきまして実はこの特別措置法からいきますと、条例化で対策本部を設けなければなりませんでしたが、これまで条例ではなく、条例より下の規則、要綱等で実は運用してきてございまして、今回条例提案ということになりました。

大変、その辺おくれましたこと、これまで制定すべきものを今日まで延ばしたこと、大変申しわけございませんでした。

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員、その辺の説明もということですか。

委員（我妻 薫君） 一言説明の中で触れておいたほうがいいのかなど。

委員（福田淑子君） 委員長、休憩をお願いします。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午前10時 4分 休憩

午前10時 4分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 51ページでございます。

議案第39号美里町定住促進条例についてでございます。

このことにつきましては、美里町への移住を促進し、人口減少の抑制を図るため、町内の全地域を対象に、平成27年4月1日以後に持ち家を新たに取得した者、または定住希望者に対し、賃貸する目的で空き家を改修した者に対し支援することにより、定住を促進するとともに、人口減少に歯どめをかけたいことから、本条例を定めるものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございませんか。よろしいですか。（「委員長」の声あり）議長。

議長（吉田眞悦君） 今までのやつを、条例を廃止してこれしますよということで、結局狙いとしては、町内駅東とか練牛住宅に限らず、どこでも対象にしますよということになるわけでしょう。そういう枠を撤廃すると。だから、町内においでいただく皆さん、そういう枠をとりますから、どうぞいらしてくださいという狙いがあるということだね。

総務課長（伊勢 聡君） はい。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。橋本委員。

委員（橋本四郎君） ここは議案審議するところでないのだから、議案を本会議でやれば正しいのであって、議案を聞いた後、特別なければ次に入っていくと。

委員長（大橋昭太郎君） いや、提案するに当たってだからさ。よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 55ページでございます。

議案第40号美里町住宅取得支援金交付条例を廃止する条例でございます。

この条例につきましては、議案第39号に関連してございます。議案第40号でございますが、美里町への移住を促進し、人口減少の抑制を図るため、町内の全地域を対象に平成27年4月1日以後に持ち家を新たに取得した者、または定住希望者に対し、賃貸する目的で空き家を改修した者に対し、新たに美里町定住促進条例に基づき、補助金を交付することとなることから、本条例を廃止するものであります。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 57ページでございます。

議案第41号美里町税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法に定められた課税標準の特例措置について、地方自治体が一定の範囲内において、その内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する機器で、冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素、または水のみを使用するもののうち、地方税法施行規則で定めるもの及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、登録を受けたサービスつき高齢者向け住宅である賃貸住宅で、地方税法施行令で定めるものに係る減額措置について、規定するものでございます。

以上が、条例提案の理由でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、58ページでございます。

議案第42号美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、行政手続における特定の個人を認識するための番号の付与等に関する法律平成25年法律第27号が平成25年5月31日に公布され、その一部が平成27年10月5日から施行されることに伴い、新たに附番される個人番号を含む特定個人情報の目的外利用、提供、開示請求等についての特例を規定する必要がありますことから、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 61ページでございます。

議案第43号美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令平成27年厚生労働省令第4号が、平成27年1月16日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員、及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、平成18年厚生労働省令第37号が改正されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 63ページでございます。

議案第44号美里町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、平成26年法律第83号が、平成26年6月25日に公布され、その一部が平成27年4月1日から施行されたことにより、介護保険法平成9年法律第123号が改正されたこと、及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備に関する省令、平成25年厚生労働省令第105号が、平成25年9月13日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことにより、介護保険法施行規則平成11年厚生省令第36号が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第45号、46号、47号につきましては、企画財政課長から御説明を申し上げます。

企画財政課長（須田政好君） それでは、議案第45号からそれぞれの補正予算について説明申し上げます。

45号、資料64ページでございます。

平成27年度美里町一般補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出にそれぞれ7,396万4,000円を追加してございます。歳入歳出予算の総額を、それぞ

れ101億9,069万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書、歳出から説明いたします。

78ページになります。

2款総務費の総務管理費でございますが、財産管理の中で本庁舎施設管理、不動産鑑定委託料と土地境界確定測量業務委託料等をそれぞれ168万1,000円、18万4,000円を減額、済みません、不動産鑑定委託料につきましては18万4,000円、土地境界確定測量業務委託料等につきましては49万7,000円の予算をお願いしてございます。こちらは、東庁舎の東側の土地でございます。こちらのほうを購入に向けてそれぞれ鑑定及び境界の測量を行いたいということでございます。

次に、旧宮城理容美容専門学校の施設管理でございますが、修繕として27万円をお願いしてございます。現在実習棟を株式会社H I Sのほうに貸して、事業を展開していただいておりますが、照明の器具がかなり老朽化しておりまして、点滅が激しくなっております。現在6カ所修理する必要がございますが、今後も発生することを想定し、5カ所分の照明器具の交換について、修繕費の追加をお願いするものでございます。

ふるさと応援基金につきましては、5月11日に埼玉県川越市在住の方から2万円の寄附がされてございます。

次に、まちづくり推進費でございますが、地域づくり支援事業、コミュニティ活動助成金としまして、300万円を追加をしてございます。これは、2つの地区でございます。不動堂5区、それから中埜2区におきまして、それぞれ150万円でございますが、自治総合センターのほうからコミュニティ助成金として交付決定を受けましたので、これに伴い町から交付するものでございます。

次の地域活動整備支援事業につきましては、集会所等建設修繕等補助金でございますが、駅東行政区でございます。こちらのほうで物置を設置したいということで、事業費としましては、28万9,516円を予定していますが、その半額ということで町の規定に伴い半額を補助するものでございます。14万6,000円の追加でございます。

樹木伐採業務委託料につきましては、桜の会から寄贈されました桜の木の管理におきまして、早急に伐採を必要とされるものを調査してまいりましたが、それに伴い伐採するものでございます。これにつきましては、108号線沿いの場所に限定されますが、差し当たりその地域から伐採を進めていきたいと考えて、追加をいたした次第です。

2項徴税费でございますが、電話納付呼びかけ業務委託料を14万4,000円を追加してございます。これまで行われてきませんでした住宅使用料と上下水道料金、こちらにつきましては、それ

それに対応する準備が整ってまいりましたので、対応できる準備が整いましたので、8月から実施を追加でお願いするものでございます。

次、3款民生費1項社会福祉費につきましては、臨時福祉給付金に係る費用、それから2項の児童福祉費につきましては、子育て世帯臨時特例給付金に伴います事業費、これは26年度からの継続で行われるものでございます。

3款民生費につきましては、臨時職員としまして、事務補助員3名の方、約5カ月間、1カ月当たり20日を予定していますが、こちらのほうを雇用する予定でございます。

それから、80ページ、81ページでございますが、3款民生費の社会福祉費の中で、国庫支出金精算返還金、一番最後にございます。こちらのほうで235万6,000円を追加してございます。これは、26年度に行いました実績に基づきまして、余計にいただいていた国庫支出金を精算し、返還するものでございます。

次に、児童福祉費についても同様でございます。一番最後になります返還金につきましては、26年度の実績に基づき返還するものでございます。

次に、82ページ、83ページの商工費のほうに移らせていただきます。

こちらのほうにつきましては、消費者行政推進事業でございますが、県からの市町村消費者行政活性化事業補助金等の消費者行政にかかわる補助金等が確定しましたので、それに伴い事業費を歳出予算も合わせて計上するものでございます。

次、8款土木費でございますが、土木費の5項住宅費でございます。北浦第2住宅解体工事請負費でございますが、北浦第2住宅におきまして、計画空き家としておりました住宅のうち、1世帯において退去されましたので、これに伴い実施する、解体をしていく、そのための工事費の追加でございます。

教育費でございますが、教育費につきましては、2項小学校費の84ページ、85ページになりますが、電算業務委託料、それから小学校パソコン撤去業務委託料、こちらのほうにつきましては、図書管理システム今回入れかえするに伴いまして、その移行業務の委託料がかかるというところを忘れてございました。当初予算で措置忘れという部分でございます。大変申しわけありませんでした。

同じく小学校のパソコンも入れかえしますが、こちらのほうの委託料につきましても、予算措置を忘れたものでございます。大変申しわけありませんでした。

それから、教育費でございますが、幼稚園費につきましては、非常勤職員の追加をお願いするものでございます。

それから、6項の保健体育費につきましては、86、87ページでございますが、青生小学校におきまして、冷凍庫、給食用の冷凍庫がふぐあいが生じたので、その購入費としまして29万7,000円追加をお願いするものでございます。

以上が歳出につきまして、主な内容を説明申し上げます。

次に、歳入について説明申し上げます。

74ページから説明申し上げます。

1款町税でございますが、軽自動車税の減額でございます。先ほどの承認第2号の美里町条例等の一部を改正する条例でも説明を申し上げますが、軽自動車税の増税といいますが、改正が1年延期したことにより、もとの改正前の税率で積算し、その差額分を今回補正させていただきました。

13款の国庫支出金につきましては、歳出で申し上げます臨時福祉給付金とそれから子育て世帯臨時給付金の事業費補助金でございます。

それから、教育費国庫補助金につきましては、被災児童就学支援事業費補助金83万2,000円と、被災生徒就学支援事業費補助金68万7,000円につきましては、今年度から国庫支出金から14款の県支出金等に移行してございます。国庫支出金を減額し、同額を14款の県支出金で増額をしてございます。

14款の県支出金のうち、商工費県補助金につきましては、先ほど歳出で申し上げます市町村消費者行政に係る県からの支出金の額が確定しましたので、減額補正額の調整をさせていただきます。

同じく、県委託金でございますが、みやぎ防災教育推進協力校事業費委託金、こちらのほうにつきましても、県からの交付決定により追加するものでございます。防災支援教諭がおります不動堂小学校において、小学校を中心に県からの委託事業で事業を展開するものでございます。

16款寄附金につきましては、先ほど歳出でもお話ししました5月にお一人2万の金額でございます。

財政調整基金につきましては、財源の調整繰越で1,564万5,000円を繰り入れさせていただきます。

次、76、77ページでございますが、先ほどもお話ししました不動堂5区と中塚2区、それぞれにつきまして、150万円ずつ財団法人の自治総合センターからコミュニティ助成金の交付決定がございましたので、追加で計上させていただきました。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「なし」の声あり）それでは、次、お願いいたします。46号。

企画財政課長（須田政好君） 議案第46号美里町国民健康保険特別会計補正予算でございます。

こちらのほう第1号の補正でございます。

歳入歳出それぞれ35万1,000円を追加してございます。歳入歳出の総額をそれぞれ36億7,282万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書から説明申し上げます。98ページ、99ページでございます。

こちらのほうは、宮城県国民健康保険連合会のほうから、今回美里町が平成27年度の市町村保健事業支援モデル事業として、本町が決定いたしました。その旨の通知が5月7日にございましたので、6月補正で追加をお願いするものでございます。交付金につきましては、国民健康保険連合会のほうから30万円ほどいただき、一般財源5万1,000円を追加しまして、35万1,000円の事業を展開します。

備品購入につきましては、このモデル事業の内容につきましては、レセプトデータの活用に関するモデル事業ということで、レセプトデータを集計して、こういった傾向があるのかと、それによって保健事業につなげていくという内容の事業でございます。この事業を展開するのは、健康福祉課のほうで展開します。健康福祉課のほうでレセプトデータを活用して、事業を展開していく上で、主に地区に出向いての説明会という形になるかと思いますが、そのためのノートパソコンと、データ集計のためのノートパソコンと、それからスクリーンとスクリーンに映すためのプロジェクター、この3点を購入する金額でございます。消耗品につきましては、それぞれの事業費でございます。

あわせて、事項別明細書の前のページの96、97ページでございます。

先ほどお話ししました宮城県保険連合会のほうから、市町村保健事業支援モデル事業につきまして30万円、それから国民健康保険の特別会計の財政調整基金のほうから5万1,000円を繰り入れる予定でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第47号美里町公共下水道事業特別会計補正予算の第1号について、御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出の総額を9億9,005万5,000円とするものでございます。

あわせて、関連でございますが、第2条としまして地方債の補正の要件についてお願いするものでございます。

まず、第1条の歳入歳出予算について御説明申し上げます。111ページ、112ページの事項別明細書、歳出のほうをごらんください。

公共下水道雨水施設更新工事請負費としまして、1,000万円を追加するものでございます。蜂谷森地区の雨水処理を行うための雨水ポンプ場が3月19日逆流防止弁というものが動作不良になりました。そのときの応急措置として、再稼働させておりますが、その後点検等を重ねてきたところ、逆流防止弁本体そのものの交換が必要となったということで、今回予算をお願いしまして、交換するものでございます。

財源につきましては、109ページ、110ページにございますように、公共下水道事業債で賄うということでございます。

あわせて、第2条でございますが、地方債の補正。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、次、48号お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、113ページでございます。

議案第48号工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成27年度南郷中学校体育館天井撤去等工事請負契約の締結でございます。

契約の方法につきましては、別紙資料をお配りしているところでございますが、入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件つき一般競争入札に付しております。配達証明書つき郵便により提出期限までに提出された2社の入札書の開札を行った結果、石堂建設株式会社が4,900万円で、総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。

総合評価、技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ、適切でありましたので、落札者と決定し、消費税及び地方消費税の額392万円を加算した5,292万円で、工事請負仮契約を締結いたしました。

工期につきましては、議決の日の翌日から、平成27年10月30日までといたしました。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 114ページでございます。議案第49号財産の処分についてでございます。

美里町の町有財産であります遠田郡美里町北浦字生地1番1……。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。よろしいですか。お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 済みません、もう一度お話しさせていただきます。

美里町の町有財産であります遠田郡美里町北浦字生地1番1、宅地2万1679.55平方メートルの土地及び同じ所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建498.51平方メートルの建物並びにコンクリートブロック造垂鉛メッキ鋼板葺平屋建9.53平方メートルの建物を、平成27年5月8日から5月20日まで一般競争入札の期間入札に付しましたところ、入札期間内に1者の応札がございました。平成27年5月25日、この入札業者でありますピーシートランス株式会社と売却価格5,501万円で財産売買仮契約を締結いたしました。

地方自治法第96条第1項第8号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございませんか。結いの郷。副委員長。

副委員長（藤田洋一君） たまたま1者だけに限られましたけれども、1万円というのがそれだったんですが、5、5で出たんですね、広報にね。5,500万円で。

総務課長（伊勢 聡君） 5,501万円です。

副委員長（藤田洋一君） 1万円というのは、1者だから1万円つけてよこしたと思うんだけど、それでまず。あとはなかったんですね、そうするとね。

総務課長（伊勢 聡君） はい、1者だけになります。

副委員長（藤田洋一君） 坪数にすると何ぼなんだや。7,670ぐらいあるんだな、あそこ、坪は。

総務課長（伊勢 聡君） 6,558坪です。坪数ですね。（「坪単価ね」の声あり）（「売った建物ね」の声あり）

副委員長（藤田洋一君） 建物も入っているから、だから7,000なんだね。ちなみに幾らかなと思ったんですが。割ればできるね、答えね。わかりました。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。全体通して、もし何かございましたら。よろしいですか。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、執行部の皆さん、大変御苦労さま、ありがとうございます。ありがとうございました。

〔総務課長 伊勢 聡君、企画財政課長 須田政好君 退室〕

委員長（大橋昭太郎君） それでは、10分ほど休憩したいと思います。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

続きまして、中間報告につきましてですが、総務、産業、建設常任委員会のほうの中間報告です。委員長何か説明すること。説明ということはないけれども、こういうふうに出すと。

委員（我妻 薫君） 原子力災害対策をやっていましたけれども、関係する避難訓練の前に、県との関係、東北電力との関係で、もう少しきちんと言うべきことをいってほしいなという意味で、常任委員会で検討しまして中間報告を含めて、執行部のほうにも反映させてほしいな、そういうことで。余り何回も中間報告は珍しいんですが、緊急的に出したということです。

委員長（大橋昭太郎君） ということでございますので、提出していただきます。

続きまして、議員派遣の件につきまして。事務局。

議会事務局長（吉田 泉君） 議員派遣についてでございます。

今回は4件でございます。まず、1件目でございますが、7月14日から15日実施予定の教育、民生常任委員会所管事務調査、7月28日から7月29日実施予定の総務、産業、建設常任委員会所管事務調査、7月24日開催予定の宮城県町村議会議長会主催の震災復興セミナー、7月30日開催予定の宮城県町村議会議長会主催の平成27年度議員講座、以上4件でございます。

それで、7月8、9、議会広報のクリニックを予定していたところでございますが、今回から内容が変わりまして、宮城県につきましては7月8日、今までですと泊まりで内容もまた違っていたんですが、今回はこちらのクリニックというところで、2日間行われますが、宮城県は7月8日該当だったんですが、こちらのほうには今回は出席をしないということになっております。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、続きまして議会運

営委員会及び閉会中の所管事務調査の件。これをお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） 閉会中の所管事務調査の件でございます。こちらにつきましては、5件を予定しております。まず議会運営委員会のほうから本会議の会期日程等の運営に関する事項について、議会だより編集特別委員会、議会だより第41号の編集に関する事項について、総務、産業、建設常任委員会、原子力災害対策について、教育、民生常任委員会、学校給食費補助制度及び食材の地場産品利用拡大について、行財政議会活性化調査特別委員会から、美里町議会委員会条例第7条の2第2項に掲げる事項について、以上5件でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。

続きまして、一般質問の発言順序についてでございます。副委員長お願いいたします。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 今から抽せん始まるけどね、どうだろう今回、こんなことでいちいち抽せんなんかするのではなく、早く質問したい人、早く持ってくるように、遅くでいい人は遅く持って来ればいいんだ。抽選なんて面倒くさいことしないで、持ってきた順序でしたらいいんじゃない。これからはだよ。そのほうが私はいいいのかもしれないと思っています。

委員長（大橋昭太郎君） 運営基準の改正が必要なんですね。

委員（橋本四郎君） 自分としたらこの時間に質問したいとすれば、そこに入ってくればいいんです。前の日から来てもいいんだし。そういうことも含めて。6人も8人も集まって、出してきたやつ抽せんだとや。やめれ。合理的でない。（「公平だから」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 南郷時代は通告順だったんですけれども。でも決まりですから。

委員（橋本四郎君） （聴取不能）

委員長（大橋昭太郎君） お願いします。読み上げてからです。

議会事務局長（吉田 泉君） 9番鈴木……（「もう一回、うるさい」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 静粛にお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） まず最初に、9番鈴木宏通議員になります。7番になります。続きまして、8番我妻 薫議員、6番になります。続きまして、10番橋本四郎議員、4番になります。続きまして、1番千葉一男議員、3番になります。2番福田淑子議員、2番になります。続きまして、13番佐野善弘議員、1番になります。5番赤坂芳則議員、8番になります。最後12番山岸三男議員、5番になります。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。読み上げてください。

議会事務局長（吉田 泉君） 1番佐野善弘議員、2番福田淑子議員、3番千葉一男議員、4

番橋本四郎議員、5番山岸三男議員、6番我妻 薫議員、7番鈴木宏通議員、8番赤坂芳則議員でございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時59分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

会期及び議事日程についてでございますが、今予定表提出されましたが、今話にも出ていたが、一般質問につきましては、あれですか、初日、議長5人。

議長（吉田眞悦君） 5番までしたいなと思っています。山岸三男議員までやりたいと思っています。初日。5、3で。

委員長（大橋昭太郎君） 5、3ね。3日間ということで、よろしいですか。中間報告が最後になるね。最終日ね。よろしいですか。（「はい」の声あり） それでは、このように進めていただきたいと思います。

続きまして、陳情要請等でございますが、陳情2件まいっております、前にも何月だったか、3月でしたか、出ておりました。ヘイトスピーチの関係と、それから南京事件を扱う学校教育の適正管理に関する陳情書というふうに出ております。ヘイトスピーチの関係、前に総務のほうに協議していただくよう議運の中で話し合われたんですが、その部分について、お知らせください。

委員（我妻 薫君） あの後やっていません。

委員長（大橋昭太郎君） これ意見書として提出しないというふうに、総務のほうでは決めたいですね。

委員（橋本四郎君） これ待って、決めたって、提出しないと。

委員（我妻 薫君） 常任委員会としてまとめて出すことはできなかったということ。

委員（橋本四郎君） 総務建設委員会では話はしたかな。

委員（我妻 薫君） 話し合いで御相談申し上げました。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 反対なんです。反対というか、これは当然日本人として、こういう差別

的な発言をするなんて不逞なやろう、はっきり言って不逞なんだから。そういう日本人いること恥ずかしいんです。少なくとも朝鮮、韓国人に対する私は今までの差別というのは、皆さん方経験あるかどうか、私は戦前生まれだから、いかに韓国人たちが差別をされてきたか、経験しているわけ。それを今度特別おかしな連中が、さらにまた、韓国人に対して、学校に生徒に対して威圧をかけているようなことになっている。特に関西のほうで。これは許すことができないので、私はぜひこれは採択したい。採択できないというのは、(聴取不能)な国民です。差別を嫌う国民だったら誰でもが賛成をして出すべきで、後から出てきたおかしな加美町から出た話なんて、こういう発言こそ、私はもっと皆さんで話し合っ、それでいいのかどうかという話はすべきであって、私は大韓民国の皆さんから出されたことについては、全面的に、もし出さないなら、私が連絡しながら紹介議員になってもいいという気持ちでいるんです。できれば、陳情じゃなく請願書にするとか。いずれにしても請願と陳情、同じ扱いだよって今、社会的になっているけれども。請願となっていないために軽く扱うならば、請願と扱う、要するに、この団体なら大韓民国の集団の皆さんと話をしようかなという私は気持ちでいる。

なお、できれば、取り上げる取り上げないは別にして加美町の出されたやつ、このことについては、総務教育委員会で(「まだしていない」の声あり)もし仮に、加美町から出された適正管理に関する陳情書、このこと審議するのは教育委員会なんですか。私は総務建設常任委員会でもいいと思っている。

委員長(大橋昭太郎君) まず、1点目からいきましょう。

委員(橋本四郎君) 皆さん、ピーという言葉わかりますか。今はこれ、ぶすと言ったり、いろいろ言うけれども、これは隠語でしょう。本来は日本語にないんです。ただ、そういう表現は、こういうことを意味するんだって。ピーという言葉は、売春婦のことを意味するんです。私は子どものころ聞いているんで、兵隊から。

委員長(大橋昭太郎君) 橋本委員。

委員(橋本四郎君) そういう日本のかつての貧しい、(聴取不能)ような行動が、朝日新聞の吉田という編集委員が、記者がたまたまつくりあげたことで問題になっているけれども、私のところにはそれなりの資料あります。このことで調べているけれど、もし、皆さんで討論するならば、十分書籍を持って討論したいと思っています。

委員長(大橋昭太郎君) それで、前にこの問題は、新たにまた来たわけですけども、その前に総務のほうに話し合いをしてくださいということで、お願いをした経緯がございます。教育民生のほうは、肝炎の関係だったかのやつ、そのときに総務のほうにはこの問題についてお

願いをした経過がございまして、それで我妻委員長にもお聞きしているところ、協議したということなので。

委員（橋本四郎君） 会議録を見るから。何月何日なのかね。

委員長（大橋昭太郎君） というような経過がございました。それで、皆さんで協議をして総務のほうで話し合いをされた中で、これは常任委員会として提出しないことに決まったということは、お聞きしておりましたので。

委員（我妻 薫君） じゃあ、もう少し補足します。

委員長（大橋昭太郎君） そうですね。ぜひその辺内容的なところで。

委員（我妻 薫君） 正式な常任委員会としての会議ではございませんでした。この種のもの、常任委員会で相談してくださいということで受けとって、一応は全員、佐野さんも入ってお諮りしましたが、全員で一致するまで至らなくて、常任委員会のそろっての意見書として提出するには、無理があるなど、そういうことで常任委員会としてはできないということになったんです。ですから、扱いについてそういうふうに正式に常任委員会に付託されたわけでもございませんので、扱いについては今橋本さんが個人的にこの問題、全員が反対ではないんです。これはやっぱりやるべきだという人も結構いたはずですが、一致しなかったということで、常任委員会として、特に常任委員長が賛成者になってとか、そういうことにできなかったということでの報告です。（「いいですか」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 委員長として発言する場合には、構成員の大多数の賛成をもってしゃべればいい。私はそう判断したといっても、それは委員会の決定ではない。だから、少なくともそれは何人かの委員がいたとしても、それは委員会の雰囲気と出たのであって、委員会ではない。だから、今回はこういう公式の場でお話する場合には少なくとも個人の話と、機関を代表しての話と違う。例えば、議長が今ここで話す場合、機関の代表として話すのでなければ、あなた議長として発言しているのか、吉田眞悦で発言しているのかという問題が出てくる。少なくともこの問題は私は、人間の基本にかかわる問題での陳情、要請であるから、私は真剣に取り組むのが、この機会を与えた日本国民としては当然の思いだろうと、これは、革新政党なら誰でも持っているはずなんで。俺は、かつての社会黨員だから（聴取不能）以上。

委員長（大橋昭太郎君） ですから、そういったような見解の方もおられたという話は聞いています。

委員（我妻 薫君） 話し合いの結果、全会一致にはならなくて、常任委員会としては、その

とき橋本さんもいたんです。あのとき。

委員（橋本四郎君） 委員会で討議したという記憶がないんです。いつの議会でしたの。会議録あるよね。分科会の。

委員（我妻 薫君） ですから、正式な……。

委員（橋本四郎君） 分科会のないの。

議長（吉田眞悦君） 橋本議員、議運の一員で、それを内々にそれぞれの委員会で話し合ってみてくださいねということで、みんな話し合いをしてもらった経緯はあるので。

委員（橋本四郎君） 正式な会議の場として、総務建設常任委員会で結構ですから、そこに付託するようにしてください。そのことを望みます。そういう意見を申し上げます。両方だよ。

委員長（大橋昭太郎君） いかがいたしますか、大変このヘイトスピーチに関しましては、一度話し合いを持っていただいた経緯がありますし、橋本委員のようにまた改めて付託するように求められても、どうなんでしょうか。

委員（橋本四郎君） 委員長ね、一事不再議というんならば場違いなんだよ。一事不再議とは、その会期中に否決されたものを出してはならないと。日にちが過ぎたのに、何日も過ぎたのに、今我妻委員の言われることが本当だとしても、一旦何週間、何カ月前のことを再び論議してわからないということないですよ。一事不再議ではないですよ。会議の原則に反しません。読んでください。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員からは、ぜひこの2件の陳情について、総務産業建設のほうに付託してほしいという意見が出されているんですが。

委員（我妻 薫君） ですから、さっきも言いましたように、今まで議運では、この意見書にかかわるものについては、関係するところで相談してくださいという対応できたんですね。正式に委員会付託まで持っていかないで。その辺のやり方を変えるのであれば、そこ今後とも全部ね。あとは、意見書ですから、委員会ごとに提出しなければならないということでもないんです。その辺の捉え方、個別的に賛成議員を募って、出すということも、それが陳情書の扱いでいいかどうかということも、ちょっと検討はしなくちゃいけないでしょうけれども。

ただ、これは一応全員にお配りしていますよね。（「そうです」の声あり）そこで、最初は全員配付しているんですよね。

議長（吉田眞悦君） している、3月議会で、その中では全員に配付して、さっき言ったように、3月議会に提出できるかどうか確認してくださいということで、出しているわけで。

委員（我妻 薫君） ですから、これを受けて議員として提出するということは、不可能では

ない。

委員長（大橋昭太郎君） 可能なことだと思いますし、もしそういったような意見の方々が募って、意見書を出すということはやぶさかでない話であると思うんですけども。

委員（我妻 薫君） それとさっき言ったように、陳情書で出された対応の仕方、そういうことでもいいとすれば、ちょっとはっきり言えば、今橋本さんが言われたような思いは、私も重々持っている。ただ、あのときまとめて、何回も言いますよ橋本さんね。常任委員会、皆さんと話し合ったら、みんなでやろうということにならなかったために、常任委員会のメンバー全員連ねて出すところまでいかなかったということです。多数決で、じゃあやったというわけでもございません。

委員長（大橋昭太郎君） その辺が付託と違うところだと思うんですね。常任委員会で付託されれば、出さないとばつと切られてしまうところもあるわけですね。こういったような趣旨で陳情書が出たという分について、橋本さんが賛同者を募って提出することは一向に構わないと思いますので。その方向ではどうですか。

委員（橋本四郎君） 俺が出す、これにね。

委員長（大橋昭太郎君） 賛同者を募る形で、一度総務のほうで協議していただいたので、これに賛同する方々を募って、意見書を提出するという。

委員（橋本四郎君） 1人でもいいね。2人いないとだめか、動議だから。

委員長（大橋昭太郎君） 動議。

委員（我妻 薫君） 今回したように、意見書は動議でないです。意見書として出す。

委員（橋本四郎君） 意見書だ。俺が出す。

委員（我妻 薫君） さっきも何回も言うけれども、あのときに常任委員全員で、何人がそういうの出せないというのあったの。

委員（橋本四郎君） 分科会の会議録何でないのか。

委員（我妻 薫君） 正式な会議でないから。

委員（橋本四郎君） 正式な会議でないやつは会議で使ってはならないんだ。（聴取不能）で分科会開いたから、それで、酒飲みでやったやつが、それが全体のものにならないでしょう。

委員長（大橋昭太郎君） だから、それはその。

委員（橋本四郎君） そういう（聴取不能）も出てくるの。

委員長（大橋昭太郎君） だから、それは常任委員会の中でまとまった形で意見書は提出できないけれども。橋本さん、賛成者1人いればいいそうですから。

委員（橋本四郎君） 私が提案すればいいですね。書面の方式で書いてくるから。当てにしない。（聴取不能）この程度の議会だと言われぬように気をつけましょう。

委員長（大橋昭太郎君） それとは違うんじゃないですか。

委員（橋本四郎君） 何かって言うと、人を差別するのにな。

委員（我妻 薫君） 常任委員会で否決したんじゃないんです。

委員（橋本四郎君） 差別嫌うから、日本国憲法あるんでしょう。

委員（佐野善弘君） 3月13日ですね、分科会で。

委員長（大橋昭太郎君） 分科会でね。常任委員会で。

委員（佐野善弘君） 3月13日。

委員（橋本四郎君） 3月13日。発言したの誰。

委員（佐野善弘君） 発言までは書いていないけれども。

委員（福田淑子君） 橋本さんも出ているからね。

委員（橋本四郎君） 俺も出てるって、わからないんだ、そういう話ししたのか。耳遠いから。

委員（佐野善弘君） メモとか見てください。

委員（橋本四郎君） あんたは何てしゃべった。

委員長（大橋昭太郎君） いやいや、今、そういう話ではない。

議長（吉田眞悦君） 自分がわからない話をね。そういう言い方はないのだから。

委員（橋本四郎君） 会議録もないのに、やっているやつ、佐野君だけあったらば、ほかの何で会議録ないの、公式な会議なら会議録なっているでしょう。

委員（佐野善弘君） 協議はしています。3月13日。（「相談」の声あり）

委員（福田淑子君） 議運で決めて、その方向にしましょうと言って、常任委員会で御相談をしたと。全て決まって、決まって順序を踏んでいるの。

委員長（大橋昭太郎君） じゃあ、このヘイトスピーチの関係は、橋本さん了解していただきましたか。

委員（橋本四郎君） 了解というのは、今の回答で終わってもいいです。この問題はこれで終わり。

委員長（大橋昭太郎君） はい、そうですね。

委員（橋本四郎君） その終わりだけです。

委員長（大橋昭太郎君） そうです。それでは、これは1回配付しているから、議員の皆さんにはいいか。（「同じ中身」「その都度配付してます。その都度、来た分ずつ」の声あり）わかり

ました。

ほかの議員さんには、配付のみでよろしいですか、議運の考え方として。

議長（吉田眞悦君） まだ意見書として出されていないから。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、2点目ですけれども、南京事件を扱う学校教育の適正管理に関する陳情書。どうもこの陳情している部分について、よく理解できないところがあるんですけれども。よく読んでいただきたいと思います。

暫時休憩します。読んでいただいて。

午前11時18分 休憩

午前11時26分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

いかがいたしましょうか。配付のみでよろしいですか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） 中身は議論するのに必要かもわからないんですけれども、学校教育を適正管理しろという要旨なんですよね。これは、今教育委員会制度でも首長が教育にかかわり過ぎないようにという声の中で、議会が直接教育を管理するとなったら、場合によっては戦前のあいつに戻ってしまうおそれすらあるんじゃない。そういう意味ではやっぱり学校教育について、教育について、議会が管理するという機能はないと私は思います。あつてはならないだろうと思います。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） そこは我妻議員が飛ばしている。南京事件を中学校の授業で取り扱う場合と、全部じゃないです。だから、ある場合には教育委員会から規制か何かすることあると思いますよ。ただ、この、言っているのは、南京事件の大虐殺問題だけはしなさいと。項目あるでしょう。全部でないよ。

委員長（大橋昭太郎君） そのこと1つに関しても、我妻委員は議会が介入すべきでないという見解だということです。

委員（橋本四郎君） 南京事件でも。そこを聞かなかったから。教育委員会から学校ね、管理、強制すること。ところが、この人たちには南京事件だけですと。

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員。

委員（我妻 薫君） 今橋本さんが言ったように、ここではそういうふうにしたくても、そうすると個別問題ごとに管理するように今度流れるにいつてしまう危険性があるということです。

裏返せばね。南京の大虐殺問題だけという、そのほかに今度いろんなまた出てきたら、その都度その都度またやらなきゃなくなる。そういう道をどんどん入っていく可能性も出てくるんじゃないか。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） この人が求めているのは、南京大虐殺事件の問題についてを取り上げているんだから、それを拡大解釈する必要ない。この問題を、きちっとそういう考え方を、陳情書に対してどう扱うか、それ以外のことはそれ以外でやればいいんで。

委員長（大橋昭太郎君） そういったような部分もあるかと思いますが、いろんな問題をはらんでいる陳情書だと思いますので、配付のみでよろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、陳情書となっておりますが、陳情書なのかどうかもちょっと微妙なところもございますので、とにかく、今回は配付のみということにさせていただきます。（「受付ゼロ五」の声あり）1、5か、なるほど。前のは1、5になっているけれども。（「15年だ」「2005」「10年前だ」の声あり）

議長（吉田眞悦君） 済みません、私のそこちょっと確認漏れです。申しわけありませんでした。

委員長（大橋昭太郎君） その他について、事務局のほうからお願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） その他のほうでございます。お手元のほうに、標準の町村議会会議規則、標準の傍聴規則の一部改正ということで、変更のほうが入っております。参考までに、本町の傍聴規則には、つえの部分は現在入っておりません。該当するのは、会議規則のほうかと思います。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） この部分につきましても、今なかなかわかにかという部分、国のほうが大体何ですかね、女性議員の出産にかかわる休みについての部分なんですけれども、新聞なんかにも出ているようであります。今までは事故扱いとしていたものを、正式に出産による休みだということを認めるという方法の部分の改正だと思いますので、当然今後この改正も行っていかなければならない部分だと思いますが、今回急にやる部分でもないかと思っておりますので、次回に回したいと思っておりますが、よろしいですか。議長。

議長（吉田眞悦君） ただいまの議会の会議規則の関係なんですけど、全国議長会の中でも、正式にこれが可決になったということで、皆、各議会のほうにお触れが回ってきたというところでございますけれども、市まではやっているんですね。町村議会の分がまだ改正になっていな

いということで、今回全国のほうでやったというものですけれども、それで、当然まだこの出産に関する関係につきましては、ないんでありますので、今委員長言われたように今すぐどうのこうのということにはちょっと無理がありますので、私の考え方なんですが、9月議会にこの条例改正をしていきたいなど。今後の女性議員の、特に若い女性議員が入っていただけるように、ということで準備をしていくという。9月議会だと思っていますので。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） それ以外に改正すべき内容があると思うので、どこかの機関かによって、規則の見直しをしませんか。1つ議長に聞くけれども、傍聴の禁止、児童とありますよね。児童は傍聴できない。何歳ですか。児童。

議長（吉田眞悦君） あれも特別委員会だよ。あの中で議論をしました。

委員（橋本四郎君） したの。

議長（吉田眞悦君） したんですよ。橋本さんもその中に。

委員（橋本四郎君） いないというの。

議長（吉田眞悦君） 入っていました。

委員（橋本四郎君） どこ、いつ。

委員長（大橋昭太郎君） いつと言われても困るけれども。

議長（吉田眞悦君） 結論は、あのときの、改選前、ここにいるので知らないのは佐野議員だけ。あとは皆さん知っている。

委員（橋本四郎君） 何歳まででしたか。

議長（吉田眞悦君） 結論は、議長の許可で皆入れるんだからと。それはそのままでいいでしょうということで結論ついたはずですよ。

委員（橋本四郎君） 少数否決なんだ。

議長（吉田眞悦君） そういうんじゃなくて、橋本議員もそのときの委員としての中で、特別委員会の中で全体で決めていることですから。ただ、何ぼしても橋本議員がそれがおかしいということであればね。

委員（橋本四郎君） 私の質問に答える人がいなかったの。議長は何歳だと考えている。

議長（吉田眞悦君） 何さ。

委員（橋本四郎君） 傍聴禁止になっている児童の年齢は何歳ですか。

議長（吉田眞悦君） 児童福祉法の何とかで違うんですよ。今すぐ言われても……。

委員（橋本四郎君） それがわからなかったら、傍聴する、児童福祉法と学校教育法で違うん

です。どっちかはっきりして。しないと、少なくともあんたが担当するやつだよ。18歳未満の児童……。

議長（吉田眞悦君） どっちかはっきりということじゃなくて、だから……。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

議発第7号についてですが、今回こういう形で出されるということでございますので、議発についても最後の日になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。これについて何かございますか。（「なし」の声あり）よろしいですか。それでは、日程どおりに進めていただきたいと思いますと思っております。ほかに。

議長（吉田眞悦君） 最終日なんです、確認だけさせていただきます。執行部からの提出議案が全部終了後に、最初意見書、中間報告の……。（「あとは議員派遣と閉会中の所管事務調査」の声あり）その順だな。よろしいですね。（「はい」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。

それでは、以上としたいと思っております。副委員長お願ひいたします。

副委員長（藤田洋一君） じゃあ、きょうの議運ですね、第3回の定例会に向けて議会運営の審議をしていただきました。9時半から始まりまして、間もなく2時間半になろうとしております。きょう午後から全員協議会引き続きございますので、今回の議運の審議、16日から始まる第3回の定例会に向けて全部決まりましたので、ひとつよろしく御協力をいただきながら、きょうの議運を終わりたいと思っております。

御協力ありがとうございました。

御苦労さんでございました。

午前 11 時 52 分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年6月11日

委員長